令和８年度第２回　一般機械専門部会　議事録

１　開催日時、場所

日時　令和８年10月１日（木）　午後１時25分～午後３時15分

場所　あわぎんホール４Ｆ　会議室５　（徳島市藍場町２丁目14番地）

２　出席者

(公益委員)　竹原委員　撫養委員　米澤委員

(労側委員)　辻委員　徳永委員　三木委員

(使側委員)　天野委員　森委員　渡辺委員

３　主要議題

（１）一般機械器具製造業最低賃金改正審議について

（２）その他

４　議事

○事務局（賃金室長）

定刻より少し早いですが、委員の皆様がお集まりですので、専門部会を始めさせていただきます。撫養部会長、会の進行をよろしくお願いいたします。

○撫養部会長

それでは、ただいまより本年度第２回「一般機械器具製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

事務局は委員の出席状況を報告してください。

○事務局（賃金室長）

本部会は、最低賃金審議会令第５条第２項により、審議会全委員の３分の２である６名以上、又は各側委員の３分の１である各１名以上の出席で成立することとなっております。

本日は、９名全員の委員が出席されており、本部会が有効に成立していることを報告します。

また、最低賃金法第25条第５項に基づき、特定最低賃金の改正決定に係る意見を関係労使に求める公示を行いましたが、意見の提出はありませんでした。

以上です。

○撫養部会長

ありがとうございます。

それでは最初に、本日の資料について事務局から説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

お手元の資料をご覧ください。

１ページの資料１は、特賃専門部会委員の名簿になります。

２ページの資料２は、８月27日開催の第６回本審で局長から審議会会長あてに諮問した一般機械の金額改正諮問の諮問文の写しになります。

３ページの資料３は、答申日別の最短効力発生日を把握する表となっています。例年12月21日を特賃の発効日としておりますが、今年は祝祭日の関係上、最も近いのが12月24日となります。この12月24日の発効を目指すのであれば、10月23日までの答申が必要とのことで赤枠を付けているものです。

７ページの資料４は、地賃・特賃の改正金額の推移となっています。特賃の優位性の項目は特賃と地賃の金額差を表しています。ご承知のとおり、特賃は地賃より高い金額での設定が必要となっているところですが、一般機械においては平成24年度には金額差が153円であったところ、昨今の地賃の大幅引上げもあり、令和７年度は88円にまで縮まってきています。

８ページの資料５は、四国各県の特定最低賃金の推移になります。四国各県の特定最賃の平成21年度以降の推移表です。上の表が一般機械で、徳島のほかに香川と愛媛に設定されています。

９ページの資料６は、今年度答申された地域別最低賃金の全国一覧です。徳島県の部分は水色のマーキングをしています。目安額56円に対して１円加算した57円を引上げ、時間

額1,103円で答申されています。

10ページの資料７は、今年度実施した最低賃金基礎調査結果のうち調査対象業種が「一般機械」の調査結果です。資料の調査対象は、労働者数99人以下の規模の事業場となります。集計概要をご覧ください。６月の調査時点で現行の最低賃金額1,134円を下回っている労働者の割合を示す未満率は、全体で5.25%となっています。その下の月平均賃金額は281,997円で、これを１時間当たりに換算した平均時間額は1,682円となっています。

12ページの２（２）の表は、賃金分布、影響率を表したグラフです。

現在の一般機械の特賃である1,134円に目安額である56円を加算した1,190円になった場合、最低賃金を下回ることとなる労働者の割合が13.35%生じる予想となっています。

15ページの資料８は、日銀短観からみた徳島県内企業の業況判断推移となります。昨年末までは徳島県内の製造業、非製造共に上向き傾向が認められていたものの、今年に入ってから急落しており、製造業においては今年の３月から６月にかけては横ばいといった状況が認められます。

16ページの資料９は、全国の中小企業における景況調査結果の資料となっています。

18ページ下段のグラフに機械器具製造業の業況判断D.I.のグラフがありますが、前期からの変化は余りなく、ほぼ横ばいの状態が認められます。

34ページの資料10は令和２年以降の徳島県内の倒産件数・負債総額の推移となっています。なお黒字が各月の件数や負債額、赤字がその月までの累計となっています。

令和８年は上半期である６月までのデータとなっていますが、１月～６月までの倒産件数の累計では、令和２年以降で最も倒産件数が多くなっています。

35ページをご覧いただくと令和６年以降での業種別倒産件数を表していますが、小売業・サービス業の倒産件数が例年になく増えていることが認められます。

資料の説明は以上です。

○撫養部会長

ただ今の説明について質問等があればお願いします。

（委員から質問等なし）

○撫養部会長

それでは本日は、本年度の金額改正について労使委員より基本的な考え方などをお伺いしたいと思います。

なお、本専門部会は、第３回目を10月５日の月曜日、予備日として10月19日の月曜日を予定しています。第３回の専門部会における結審に向けて、大筋での合意形成ができるように目指していきたいと考えています。

各委員の皆様方のご協力をよろしくお願いします。

それでは労側、使側、どちらからでも結構ですので見解をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

まずは労側、お願いいたします。

○[redacted]委員（労側）

お疲れ様です。労側委員の[redacted]と申します。今年の地域別最低賃金は57円引き上げられて、1,103円となりました。賃金の引き上げが続く中で、特に中小・小規模事業者の皆さんにとって、人件費の増加や価格転嫁など厳しい状況があることは認識しております。一方で労働者側としましては、本日も値上げのニュースが相次いで飛び交っておりましたけれども、物価上昇が続く中での労働者の生活や高卒初任給を始めはじめとした実際の賃金水準とか、人材の確保・定着、そして一般機械で求められている技能、経験を考えると、特定最低賃金として一定の優位性を確保していくことが大切と考えております。

そうした点を踏まえまして、労働者側としましては地域別最低賃金に対しての１割程度の優位性を確保することが一つの目安と考えております。1,103円に１割の優位性もさせると、1,213円となりますので、現行の1,134円から79円引き上げた1,213円を求めたいと考えております。

使用者側の皆さんのご意見もしっかりと伺いながら、一般機械の特定最賃としてふさわしい水準について、しっかり議論を重ねたいと思っております。

よろしくお願いいたします。以上です。

○撫養部会長

ありがとうございます。使側はいかがでしょうか。

○[redacted]委員（使側）

[redacted]です。よろしくお願いいたします。

はん用機械器具製造業者では、原材料価格の高騰や受注量の減少、価格転換の難しさなど、経営環境は非常に厳しい状況にあります。

物価上昇で労働者の生活が苦しくなっていることは理解しており、賃金の引上げ自体には一定の理解を示しております。

しかし、地方の中小企業は価格交渉力が弱く、原価上昇分すら十分に転嫁ができていない中で、急激な賃金引上げが行われると事業継続や雇用維持が困難になります。

そのため、徳島の実情に沿った持続可能な範囲での慎重な改定幅とすることを強くお願いしたいと考えております。

徳島の製造業は、昨今の統計でマイナス1.7%の減少となっており、今年に入りましても横ばい、３月からはイラン情勢でがくんと落ちております。落ち方としてはすごく厳しいものであります。そういうことを考えながら、使用者側といたしましては、春闘では５％前後の賃上げで、徳島県は5.9%とお聞きしておりますが、この厳しい状況において、4%ぐらいが妥当でないかと思っております。

そうしますと、1,134からプラス46円で、1,180円でお願いできたらと思っております。

本当に価格交渉は厳しく、ニュースでは一流企業の方が、利益率が多く賃金もびっくりするぐらい上がっている状況でありますが、下請の中小企業は、仕事量の減少により、受注単価は反対に下がっております。

国の方で指導をしていただいてるのは分かっておりますが、少ない仕事を取るのにはどうしても単価を低く抑えなければ、仕事はいただけません。その上、今月から原材料も1.2上がると言われました。３年前から考えますと、倍になっている状態です。

工具、チップ関係も２年の間に再々上がり、上がる率が今までは３％～5%だったのが50%にもなっております。日本は資源がございません。海外から鉱質を輸入しなくてはならず、その価格も円安で上がっておりますので、４年前から考えますと、工具類関係も倍になっております。

そういうところから鑑みても、４％の1,180円でお願いできたらと思っております。

以上です。

○撫養部会長

ありがとうございます。

最初の金額提示では労側委員より1,213円、使側委員より1,180円の提示をいただきました。

この後の審議方法については、例年であれば、公労、公使の順で二者協議を行っているところですが、どうしましょうか。

二者協議をするということでよろしいでしょうか。

（委員から異議なしの声）

○撫養部会長

それでは事務局は会場への誘導をお願いします。

（公労、公使の順で二者協議）

○撫養部会長

それでは審議を再開します。

二者協議の結果、金額自体は変わっておりません。

使側の意見を要約してお伝えしますと、特賃の優位性についてですが、その重要性は理解しているということ。それを考慮した上で、昨年は目安に１円年プラスにした経緯もあり、厳しい消費者物価も理解しますが、企業側も受注状況や価格転嫁の状況が非常に厳しく、コスト削減を進めてきても、ギリギリの事業所が多く、とにかく生き延びるかどうかという状況にある。その中で地賃との差がある程度縮まっても、まずは事業を継続させていくことが、職場の安心と安全につながるということ。その上で、現在の金額は精一杯の額ということを理解してもらい、さらに議論をしていきたいというご意見でした。

この上で、さらに二者協議をいたしますか。

○[redacted]委員（労側）

労側としては、使側の意見は我々も十分理解した上で、もう一度再考するので、使側の皆さんももう一度、検討をお願いします。我々がいつもJCMと言って、高い水準から提示していますが、今回はそうではなく、優位性は最低限絶対必要だとした上で、リアルな徳島県に合った金額を提示したところです。

ただこれは、我々の目指すべきところと思っており、これより下げないかと言ったら、そういうつもりはありません。まずは、労側が目指すところというのを知ってもらいたかったということです。

優位性を保ちつつ、どこまで歩み寄れるかもう１回再考させていただきたいと思いますので、お時間をいただきたいと思います。使側の皆さんも、そこを踏まえてどこまで歩み寄れるかのすり合わせを、次回していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○撫養部会長

使側はいかがでしょうか。

○[redacted]委員（使側）

使用者側のプラス46円というのは、去年、[redacted]が力を込めて、プラスでなかったらという圧力に負けて、首を縦に振った状態だったんです。でも私はその後すごく後悔したんです。なぜかというと、その後、いろんな会社さんの廃業やM&Aの話をお聞きしたり、南の方は仕事がないから徳島市内まで取りにこないといけない、徳島市内も仕事がないので、本来製造の仕事をされているところが、単価のぐっと低い建築の仕事をされるようになったという話を聞いて、目安プラス１円したのが、頑張ろうとしていた会社の足を引っ張っていたんじゃないかと思って、すごい後悔したんです。

その後、１月、２月にちょっと上向き、よかったなと思ったんですけれども、３月からイランのことがあり、物資がなくなり石油、ナフサ、シンナーが全部製造業に必要な製品だったんです。６月にやっと手に入るようになったら、価格は倍になっていました。３月に弊社が注文した時、４月までに入れるからと言われて、今までの単価でと言われていたのに、４月に入らず、製造機械を動かすことができないので、どうしても入れてほしいと頼んだら、単価が２倍になっていました。

でも発注企業への納品価格はそのままです。仕事量がないので取り合いの状態ですから、本来の単価に比べたら３割は安いです。プラスになる要素は本当になく、ただ事業を継続していくだけ、従業員に働いてもらっているだけの状態です。今でも毎月給料を払うのに持ち出している状態です。

弊社でもそうなんですが、他の会社にも聞いたら、同じような状態と言われている中、仕事が出てくるんだったらもうちょっと我慢しようということなんですが、仕事が出てくるのは来年の秋ぐらいと聞く会社が多いんです。

もう１年我慢しなくてはいけない状態で、物価が上がっていて従業員もしんどいということはわかっているんですが、事業継続していかないと従業員を路頭に迷わすことになってしまうので、それよりは事業継続していく、そういう道を取りたいということで、46円プラスにさせてもらいました。

ただ、優位性ということで、この金額出しましたとおっしゃられるとおり、私たちも事業を継続していくためには、この金額でなくては難しいということを知っていただきたくて、提示しました。

次の打開策として、プラス50円、1,184円でお願いできたらありがたいなと思っております。それでしたら、春闘でも大手企業は５％、中小企業は4.5%の上昇になっておりますので、4.4%上昇なら引けを取らないのではないかと思っております。

いかがでしょうか。

○撫養部会長

労側はいかがでしょうか。

○[redacted]委員（労側）

ちょっと時間をいただきたいと思います。

（労側委員が別室で協議）

○撫養部会長

審議を再開します。

労側の皆さん、協議の結果、どうなりましたでしょうか。

○[redacted]委員（労側）

お待たせして申し訳ございません。労働者側の意見をまとめてまいりました。

一つの根拠として、高卒初任給の水準に目を向けさせていただきました。徳島経済研究所のアンケートで高卒初任給の月額が197,700円と新聞に出ております。これを年間所定労働時間1,976時間、１日８時間で年間247日として、単純に時間換算をすると、1,201円となります。若い人の人材の定着を考えると、この数字というのは非常に重要な数字だと思っております。

この端数を切り捨て、1,200円でお願いしたいと思います。

以上です。

○撫養部会長

それでは改めて本日の審議における労使双方のご主張を取りまとめますと、労側は現在の1,134円に66円を引き上げて1,200円というご意見、使側は現在の1,134円に50円を引き上げて1,184円というご意見になっております。

最初の提示額よりは歩み寄りが見られましたが、まだ隔たりはあります。

このまま協議を続けて、あのもう少し歩み寄りを進めますか。あるいは本日はここまでとしてよろしいでしょうか。

（委員から「持ち帰って検討する」の声）

○撫養部会長

では本日はここまでとします。

次回は、本日の審議を踏まえ、金額について労使双方で更に検討いただき、次回専門部会において、全会一致で結審できますようよろしくお願いします。

事務局から、改めて次回の日程と決定の手続などについて説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

次回の専門部会は、10月５日の月曜日の13時30分からの開催予定となっています。会場は本日と同じあわぎんホール４階の会議室５です。

次に特賃決定に係る手続きについてですが、当専門部会において全会一致で結審した場合は、最低賃金審議会令第６条第５項を適用し、専門部会の議決を審議会の議決とすることが第１回本審で決議されておりますので、その場で諮問に対する答申手続を行うこととなります。

部会長からも冒頭に説明がありましたとおり、予備日を10月19日に設けていますが、予備日を用いてもなお、金額に隔たりがある場合は、採決により決定し、部会報告を取りまとめ、本審を開催して審議・採決の上、答申するということになります。

ただ、特定最低賃金に関しては地域別最低賃金と異なり、労使のイニシアチブにより決定されるもので、全会一致が原則となっていることから本審の開催日は設定しておりませんので、採決に至った場合は改めて本審の日程調整を行うこととしております。

以上です。

○撫養部会長

ただいまの事務局説明に対するご質問等はございますか。

その他、お伝えしたいご意見等がありましたら、ご発言願います。

（委員から特に意見なし）

○撫養部会長

それでは、本日はこれで閉会とします。お疲れ様でした。

（閉会）